

判 例 研 究

外国仲裁判断の承認・執行に関する  
中国人民法院の逐級報告制度（5）

～信越化学工業 vs. 江苏中天科技事件を素材にして～

栗 津 光 世

目次

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度（1）

はじめに

第一部 資料

A 最高人民法院の回答

B 江苏省高級人民法院の報告 (以上 43 巻 2 号 128 頁)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度（2）

第二部 評釈 (以上 43 巻 3・4 号 226 頁)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度（3）

はじめに

第一部 資料

C 最高人民法院の回答

D 天津市高級人民法院の報告 (以上 44 巻 1 号 205 頁)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度（4）

第二部 評釈 (以上 44 巻 2 号 145 頁)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度（5）

はじめに

第一部 資料

E 最高人民法院の回答

F 江苏省高級人民法院の報告

1 当事者の基本状況

2 案件の基本状況

3 一回目の仲裁と司法審査の状況

4 今回の仲裁状況

5	当事者の申請と抗弁	
6	南通中院の処理意見	
7	高級法院の審査意見	(以上本号)
	外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度 (6)	
	第二部 評釈	(以下次号)

## はじめに

本ケースは、産大法学 43 巻 2 号 (2009 年) (信越化学工業 vs. 江苏中天科技・日本商事仲裁協会仲裁判断の承認拒絶事件) の続編であるが、前編は「仲裁判断の時期を徒過したこと」「仲裁判断の時期を通知しなかったこと」を理由に仲裁判断の承認を拒絶したが、本ケースは「二重仲裁を理由とする仲裁判断の承認の拒絶」という実例が少ない重要な論点を争点としているので、中国側の資料を全訳し、若干の注釈をすることはそれなりに意義があると考ええる。

前編ケースと異なる点は、本ケースは確かに南通市中級人民法院、江苏省高级人民法院の各報告書、最高人民法院の処理意見は公表されたが、最終的に南通市中院が最高法院の拒絶意見に従って日本商事仲裁協会 (以下、JCAA と略称) の仲裁判断の承認を拒絶したのかどうか不明な点である。この点に関する資料の偏りは、次回産大法学 47 巻 3、4 号で詳述する。

本稿は、第一部・資料篇で南通法院、高級法院、最高法院の各報告と意見を全訳し、第二部・評釈篇でコメントをするものである。

なお、前編ケースと本ケースについてはダイジェスト版を国際商事法務 2009 年 6 月号 803 頁と 2012 年 10 月号 1590 頁にそれぞれ発表した。

### (ケースの概略)

- 1 日本の東証一部上場会社である信越化学工業 (X) は 2001 年 11 月 27 日に、中国江苏省南通市の江苏中天科技 (Y) と 2011 年に光ファイバー原材料について長期販売購入 (5 年間) に関する契約を締結したと

ころ、締結直後に光ファイバー完成品の国際価格が低落したので両者間で価格改訂の交渉が行われたが不調に終わり、Yが一方的に契約を解除し、Xは2004年4月12日に違約金15億2000万円の支払いを求めてJCAAに仲裁申し立てをした。

JCAAは2006年2月23日に15億2000万円を支払えとの仲裁判断を下した（JCAA東京〔04-05号〕仲裁判断）。Yが支払わないのでXは南通市中級人民法院に仲裁判断の承認執行を求めたが、同法院は2008年4月16日に同仲裁判断には仲裁規則に定める判断の時期を超過してなされ、かつ判断日を当事者に通知していないという瑕疵があり、ニューヨーク条約違反としてその承認執行を拒絶した。

2 Xは2007年8月22日に上記と同一事件について、Yに対して別個の損害金9億6000万円の支払いを求めてJCAAに仲裁請求を申し立てた。

JCAAは2008年9月8日にYに「6億4000万円を支払え」との仲裁判断を下した（JCAA東京〔07-11号〕仲裁判断）。Yが支払わないのでXは南通市中級人民法院に仲裁判断の承認執行を求めたが、同法院は「本仲裁判断は、前仲裁判断の既判力に抵触し、仲裁廷は受理審理してはいけないのにこれをしたので、ニューヨーク条約違反としてその承認を拒絶すべきである」との意見を付けて、高級法院、最高法院に逐級報告したところ、最高法院もこれを追認して承認を拒絶せよと指令した。

（ケースの出典と訳語について）

本ケースの出典は、下記の文献である。

最高人民法院民事審判第四庭・編《涉外商事海事審判指導》

人民法院出版社2011年第1輯122～143頁。

この文献は、北京、上海等の街頭ブックセンターで購入でき、日本でも通販で容易に入手できるが、品切れ後は日本と違い入手が絶望的である。筆者は毎年の訪中の機会に、このシリーズを北京、上海の大学図書購買部等で購入し、または日本の“書虫”等の中国書専門通販で購入している。

最高人民法院の各部（民事事件は第一庭、商事事件は第二庭、涉外事件は第四庭が主管し、それぞれ「民事審判指導與參考」「商事審判指導」「涉外商事海事指導」を年2回発行している。これらの文献には、司法解釈や案件請示の全文とその解説、重要判例の解説等が最高人民法院の立場から詳述され、きわめて有意義である。

訳語について、XとYが締結した基本契約は出典では〔長期銷售及採購協議〕となっているが、本シリーズ（1）～（4）で「売買契約」「長期売買契約」「長期売買販売合意」「長期合意」と統一なく和訳してきたので、これを訂正し、すべて「長期販売および購入の合意」とし、略称は「長期合意」とした。

## 第一部 資料篇

### E 日本商事仲裁協会・東京07-11号仲裁判断に関する伺いに対する回答

[2010] 民四他字第32号 2010年6月29日 最高人民法院

江苏省高级人民法院あて：

貴院[2010]蘇知民仲審字0002号「日本商事仲裁協会〔東京07-11号〕仲裁判断を承認しないことに関する報告」を熟読した。研究の結果、つぎのとおり回答する。

本件は、信越化学工業株式会社（以下、信越化学と略称）が我が国の法院に日本商事仲裁協会〔東京07-11号〕仲裁判断（以下、本仲裁判断と略称）について承認を申請してきた案件である。

中日両国はともに「外国仲裁判断の承認執行に関する条約」（以下、ニューヨーク条約と略称）に加盟しているので、本仲裁判断を承認するか否かはニューヨーク条約の関係規定によって審査しなければならない。

- 一 貴院の送付資料によると、日本商事仲裁協会の仲裁廷にはすでに本仲裁判断の前に下された〔東京04-05号〕仲裁判断が存在する。この仲裁判断では、中国側は「長期販売および購入の合意」により2004年12月から2008年12月31日まで継続して購入しなければならない

とする信越化学の確認請求が棄却された。その理由は2005年7月以降は当事者間で信頼関係が破壊され、同年8月以降も信越化学の損害が継続するとするのは不公平であるとする点にあった。

信越化学の今回の仲裁請求は、2005年8月から2008年3月までの違約金請求とこれとこの期間中に合意により購入すべき金額の請求が（予備的に）付されている〔本次仲裁中の請求は2005年8月至2008年3月の違約損失、其隐含了該時間段協議的可履行請求〕。

このため、今回の仲裁事項と前回の仲裁手続きで信越化学が合意にもとづいてした請求とは同一仲裁事項に属し、仲裁の二重審理に当たる〔因此、本次仲裁事項與前次仲裁程序中信越会社關於協議可履行的請求属同一仲裁事項、構成重複受理〕。仲裁の終局性原則は、当事者間の仲裁条項で明確に約定されており、本仲裁判断はこの原則に違反し、仲裁手続きと当事者間の合意に合致しないのであるから、ニューヨーク条約5条1項(d)の規定にもとづき本仲裁判断を拒絶しなければならない。

二 公共政策の問題に関しては、もし仲裁判断を承認すると我が国の基本的な法律制度に違反し根本的な社会の利益に損害を与える場合に限定して適用しなければならない。本件はその他に承認を拒絶すべき事由が存在するから、公共政策を事由にして承認を拒絶する必要はない。

以上のとおりであるから、07-11号仲裁判断にはニューヨーク条約5条1項dに定める事由が存在するから、これを承認してはならない。

右のとおり回答する。

.....

F 日本商事仲裁協会・東京07-11号仲裁判断を承認しないことに関する報告 [2010] 蘇知民仲審字第0002号 2010年4月16日 江苏省高級人民法院

最高人民法院あて：

申請人・信越化学工業株式会社が南通市中级人民法院に対してした日本

商事仲裁協会・東京 07-11 号仲裁判断（以下、「07-11 号仲裁判断」と略称）の承認申請について、同院は審査の結果、当該仲裁判断を承認しないこととしたので、当院に報告して審査を求めた。当院が審査した結果、同院の意見と同様であるので、最高人民法院「人民法院が涉外仲裁および外国仲裁事項を処理する場合の通知」〔关于人民法院处理與涉外仲裁及外国仲裁事項有關問題的通知〕にもとづいて、ここに関連状況を貴院に以下のとおり報告する。

① 当事者の基本状況

申請人 (X)：信越化学工業株式会社（住所：日本東京都千代田区  
大手町二丁目 6 番 1 号）

代表者代表取締役：金川千尋

被申請人 (Y)：江苏中天科技股份有限公司（住所：江苏省如東県河  
口鎮趙港村）

代表者董事長：薛濟萍

② 案件の基本状況

Y はわが国における光ファイバー〔光纖〕の主要なメーカーである。Y は X と本事件にかかる光ファイバー原材料の売買取引を 2001 年から始めた。当時我が国は光ファイバーの原材料を基本的に輸入に頼り、X は当時「マチド型シングルモード光ファイバーの素材プリフォーム」〔匹配型単膜光纖預制棒〕を中国に大量に輸出できる唯一のメーカーであった。

2001 年 11 月 27 日、X と Y は「長期販売および購入の合意」（以下、「長期合意」と略称）を締結し、つぎのとおり約定した。

(1) Y は X から 2003 年 1 月 1 日から毎月 2,000 キログラムの「マチド型シングルモード光ファイバーの素材プリフォーム」を購入する。期間は合意成立の日から 5 年とする。毎年の価格と調整は合意により定められる。

(2) もし Y が当月中に所定の購入量に達しなかったら X の承認のうえ、減少量 1 グラム当たり 40 日本円を X に支払う（合意書 4

条)。

- (3) 本契約には、日本法を適用する。
- (4) 本合意に関して紛争が発生したときは、日本商事仲裁協会の規則と手続にもとづいて東京で仲裁を行う。仲裁判断は最終的であり、双方を拘束する。

2003年10月9日にXとYは合意により契約期間を2004年1月1日から2008年12月31日の5年間に改訂した。

ところがこの間にアメリカ、日本、韓国の光ファイバーメーカーが中国で大量にダンピング攻勢をしたので国内市場は2003年平均価格1グラム119元が2004年には100元に下がった。2003年5月7日に中国商務部に対して「長飛光ファイバーケーブル有限公司」と「江苏法尔勝光子有限公司」が国内同業者を代表して正式にダンピング調査を申請し、商務部は2003年第24号公告を発し、2003年7月1日から原産国がアメリカ、日本、韓国から輸入された光ファイバーについてダンピングの調査を開始し、調査期間を2002年4月1日から2003年3月31日までとした。商務部は調査の結果、2004年第28号をもって上記3国からの輸入に対してダンピング課税をすると決定し、2005年1月1日に最終的に7%~46%の課税を決定した。うち日本メーカーに対しては46%の課税を決定した。

XとYが締結した「長期合意」は上記光ファイバーの原材料である。もしYがこの合意に従って購入を続けると、Yの完成品の製造コストは2003年と2004年はそれぞれ1g当たり175.46元と167.47元となる。完成品の市場価格が大きく変動したので、YはXに2003年11月20日に書簡で「価格を改正したいと申し入れ、もし容れなければ2001年11月27日に締結した長期合意を解除せざるを得ない」と通知したが、Xはこれを拒絶したので、Yは「長期合意」にもとづく履行を拒絶した。

### ③ 一回目の仲裁と司法審査の情況

- 1 2004年4月12日、XはYに対して日本商事仲裁協会に仲裁を申

し立てた。仲裁の最終請求は次のとおりである。

- (1) YはXに15億2000万円(計算期間は2004年1月から2005年7月まで)およびこれに対する6%の遅延損害金(仲裁申立の日から完済まで)を支払え。
- (2) 前項の請求が認められないときは、Yは26億2500万円およびこれに対する本仲裁申立の日である2004年4月12日から支払済まで年6%の割合による遅延損害金を支払え。
- (3) XとYが締結した「長期合意」は、2004年1月から2008年12月31日までの期間はその条文にもとづく履行請求ができること〔依其条款可執行〕の確認。

上記請求のうち(1)は、1グラム40日本円の割合による違約金の請求であり、(2)は、売買による代金総額である。(3)は、Xの理由説明によると、当該「長期合意」は合法かつ有効で、かつ履行すべきであるから、双方は将来発生する可能性がある仲裁またはその他の法的手続きのすべてにおいて再び合意の有効性に関して異論を生じさせず、かつこの確認により訴訟効率を高めコストを減少させるためである。

2 日本商事仲裁協会東京は2006年2月23日に、次のような仲裁判断を出した。

#### 仲裁判断書ⅡのC

事実の認定と推定：

- (1) 2003年に長期合意を改正し、有効期間を2004年1月1日から2008年12月31日までとした。
- (2) Yは、現在すでに長期合意はYの解除により効力は失効したと主張する。しかしYが主張する事情変更の原則だけでは一方が長期合意を解除できる根拠にはならない(日本判例でいう事情変更の原則の主張)。
- (3) しかし実際にはもはや「長期合意」を維持継続する前提条件が失われていることが明らかである。



- (4) XとYは、本仲裁の審理中および結審後も新しい条件による合意を継続することができず、双方はここにおいて相互の信頼関係を失った。
- (5) 「長期合意」には双方の信頼関係の継続が不可欠の要素であり、交渉が失敗に終わった時点で信頼関係は破壊され、本仲裁結審（すなわち2005年7月31日）に至るも信頼関係は回復しない。
- (6) 2005年7月31日以降において双方が信頼関係を失ったものでは、Xがその後も継続してその受けた損失についてYに賠償請求することは、公平に欠ける。

#### 仲裁判断書IIのD

損失の認定：

- (1) YはLTA（2003年改正「長期合意」）にもとづき約定した一定数量を購入すべき義務を履行しない。
- (2) 仲裁廷は、LTAにおけるYの義務不履行により、Xが2004年1月から2005年7月までに受けた損害の請求は理由があると認める。
- (3) LTAが規定する義務をYが履行しない場合にXが受ける損害額について、Xは直接的な証拠を提出していない。
- (4) LTA第4条（すなわちYの購入不足量に対する補償額の約定）は、直接本件に適用されないが、仲裁廷は木下証人の陳述書および仲裁廷における証言のもとで、もしLTA第4条を損害賠償の違約条項として本事件に適用すると、直接の証拠なくして1グラム当たり40円の損害額を証明することになるが、違約による損害賠償として常識にかなう。
- (5) もし1グラム40円として計算すると、Xは2004年1月から2005年7月まで15億2000万円の損害賠償額を獲得することになる。
- (6) Xのその他の請求は、証拠がないため、これを棄却する。

#### 仲裁判断書Ⅳ

仲裁判断の結論：

- (1) YはXに対して15億2000万円およびこれに対する本仲裁受理の日(2004年4月12日)から完済まで年6%の割合による遅延損害金を支払え。
  - (2) 本仲裁にかかった仲裁費用の全部および双方が負担した費用は、別紙計算表のとおり。
  - (3) YはXに仲裁費用として3,173,283円を支払え。
- 3 Xは2006年5月31日に、南通市中級人民法院に対して上記仲裁判断の承認執行を申請した。

南通中院は、審理の結果次のように決定した。

本仲裁判断は、その判断の作出時期および判断日の通知が仲裁規則に適合しないから、これはニューヨーク条約5条1項dに規定する「仲裁手続が当事者の合意に符合しない」に該当する。よってXの本申請を棄却し、東京04-05号仲裁判断の承認を拒絶する。

#### ④ 今回の仲裁情况

Xは2007年8月22日に「長期合意」にもとづき再度Yに対してJCAAに次の仲裁請求を申し立てた。

- (1) YはXに対して2005年8月から2006年7月までの合意期間中にYの違約によって生じた損害として1グラム当たり40日本円総額9億6000万円を支払え。
- (2) 前項が認められない場合は、予備的請求としてYはXに対して合意上の売買代金として15億8500万円を支払え。

JCAAは本仲裁請求が申し立てられた直後にYに通知し、同時に双方に英文の仲裁規則を送付した。

Yは同年9月18日にJCAAに管轄異議書を提出した。

管轄異議によると、すでにXとYの「長期合意」にもとづいて出された04-05号仲裁判断が存在し、このなかで双方の信頼関係は2005年7月以後は喪失し、その日以降の損害賠償は公平を欠くとし

て2004年1月から2008年12月31日まで長期合意にもとづく請求を棄却した。本件の受理と04-05号仲裁判断は抵触するのであるから、これは仲裁規則と仲裁合意に違反し、受理してはならないのである。

Yは管轄の抗弁以外に、仲裁手続上の多くの抗弁を提出した。

Xは、Yの抗弁等に対して概ね次のとおり反論した。

法律は日本法が適用され、これによると仲裁判断中の認容された部分または結論部分のみ既判力が生じ、前の仲裁判断の結論部分では認容されていないのであるから、Xは本仲裁でこれを請求したので、仲裁は管轄権を有する。

仲裁廷は、管轄に関する争点は仲裁判断のとき認定するとして、2008年1月28日に「手続指令書」と「手続スケジュール表」を双方に交付した。

手続スケジュール表によると、第一回目の書面陳述、証人尋問の請求、第二回書面陳述の各時間が配列され、第一回開廷は2008年4月10日と11日に行うとされた。

手続指令書によると、仲裁言語については「1. 仲裁規則11条1項により英語を仲裁手続に使用する言語とする。2. 英語以外の言語でなされた書類は必ず英語の訳本を添付しなければならない」とされた。以上の指令書とスケジュール表について、双方は何の異議も述べなかった。

仲裁協会は同年3月24日に双方に「仲裁廷の要請により、当協会は2008年4月10日と4月11日に実施される証人尋問に英語、中国語、日本語に通じる2名の通訳を準備します」と通知したので、Yは同月25日に「証人尋問で三カ国語の通訳を配置され、感謝します。我々は07-11号仲裁事件に対して中国語で尋問をしますので、中国語の通訳の手配をお願いします」と返事をした。

Xは2008年3月28日に仲裁廷に対して仲裁請求を変更する申請をした。

変更後の請求は次のとおりである。

- (1) YはXに対して2005年8月から2008年3月まで「長期合意」の期間においてYが違約したことにもとづく損害賠償25億6000万円およびこれに対する仲裁請求変更の申請日である2008年3月28日から支払い済みまで年6%の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 前項が認められない場合は、予備的請求としてYはXに40億9500万円およびこれに対する仲裁請求変更の申請日である2008年3月28日から支払い済みまで年6%の割合による遅延損害金を支払え。

首席仲裁人は、同年3月29日に仲裁請求の変更申請があったことをYに通知し、同時に「仲裁廷は、仲裁請求変更の許否を第一回開廷日に決定する。Yは4月1日までに仲裁請求の変更および仲裁人がした3月28日付けの開廷時間割(案)について意見を述べてください」と通知した。これに対してYは4月1日に「通訳を含んで45分の陳述時間は短すぎる。通訳を含んで少なくとも3時間は必要である。仲裁請求の変更については、恣意的な変更であり、仲裁規則、手続指令書、スケジュール表からしてこの変更請求を許可してはならない」と返事した。すると首席仲裁人は4月2日の書簡で「Yの要請により、双方の口頭陳述は通訳を含めて80分とする。時間を節約するため仲裁廷は、双方の代表と弁護士が証人尋問で英語を使用することを提案する。なぜなら仲裁言語は英語であるかから」と述べ、さらに4月4日の書簡で「80分以内に双方の代表が各自言語を選択して陳述し、非英語は英語だけに通訳する。証人尋問は双方の代表はいつでも英語でしなければならない、争点〔問題〕は日本語に通訳される〔問題將被翻釈成日語〕：証人の日本語による証言は英語にだけ通訳される：証人尋問中のその他の手続では、仲裁人と双方代表は英語を使用しなければならない」と追加した。

第一回仲裁は、2008年4月10日に開廷された。

Yは、管轄異議のほかに通訳を含む180分の陳述時間を要求し、

さらに「当事者が中国人であるので、英語より中国語の方が十分に意見を尽くした論述ができるから、もし通訳込みで80分なら中国語による実質陳述はそれ以下の時間になるから、Yに不公平である、Xは英語で陳述しているから」と指摘した。首席仲裁人は「仲裁廷は、すでに英語を仲裁言語とし、口頭で使用する言語は選択できると決定した」と答えた。Yは「仲裁条項を解釈すると、確かに我々は仲裁廷の業務上の言語は英語で行うことを承認したが、これは双方が必ず英語を使用しなければならないことを意味しない。我々は通訳を入れる権利を有するのである」と反論した。首席仲裁人は「仲裁規則4条では“仲裁規則で解釈上の問題が生じたら本仲裁協会の解釈が優先する”とあるので、仲裁廷は仲裁規則について唯一の解釈権限を有する。手続指令書では英語を仲裁言語とした、これは双方が仲裁過程で使用する言語は必ず英語を用いなければならないことを意味する。例外として証人は英語以外の言語を使用することができ、この場合は通訳人を手配する」と答えた。

Yはすでに仲裁協会が3月24日に中国語、英語、日本語に精通した通訳2名を用意できる旨の通知をYに出したことにともづいて、仲裁協会に尋問には中国語を使用して参加するので通訳を要求すると明確に表明したところ、首席仲裁人は4月4日になって書簡で時間節約のため英語を使用すると提案したため、Yとしては中国語を使用して審理の準備をしてもよいと考えていたのが極めて短時間による進行をしなければならなくなったので、80分の時間は短い、通訳の権利あることを再度要求した。その後、仲裁廷は「双方は何の言語で口頭陳述してもよい、主尋問と反対尋問はどの言語で尋問してもよい、ただし通訳は英語のみで通訳させる」と決定した。これに対してYは「我々の代理人のうちの一人はまったく英語がわからないので、英語を中国語に通訳するよう用意されたい」と要求したが、首席仲裁人はこれを認めず「そのような要求なら、仲裁廷は絶対に認めません〔認為并不可行〕、英語だけを使用する最初の提案に戻るだけです」と

回答した。

仲裁廷は、X の仲裁請求の変更申請についてはこれを許可し、その理由として「Y の意見はすでに聴取した。確かに変更申請は第一回期日の数週間前であるが仲裁手続の実質的な遅延を生じない、すなわち変更後の請求は賠償請求の基本的性質を変更するものではなく、損害の継続する時間を拡張するだけであり、変更前と同一の実質的な争点と司法上の問題が存在するのだから Y の答弁に対して重大な不公平を生じない」と述べた。

仲裁廷は 2008 年 9 月 8 日に 07-11 号仲裁事件について仲裁判断を下した。

沈四宝仲裁人は、管轄権について他の仲裁人と見解が異なり、仲裁判断書に署名しなかった。

仲裁判断は、最初に管轄権について「既判力の原則とは、既に判決がなされた請求のちに重ねて訴えることができないことを指す」と述べた。

東京 04-05 号仲裁判断における“認めることができる理由がないので X のその余の請求は棄却する”という項目も既判力を有し、この項目は X が支払い請求できる代金総額と「長期合意」に関して履行が請求できる権利を含んでいる。

前回で請求が棄却された「双方が合意した長期合意が 2004 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までの期間においては合意の条文にもとづいて履行の請求ができる」という項目が既判力で遮断されるかどうかの確認について本仲裁判断で注目されるのは、中国法院が 04-05 号仲裁判断に対してとった司法態度に言及した箇所である。すなわち仲裁判断書は「注意すべきは、中国南通市中級人民法院が 2008 年 3 月 24 日に 04-05 号仲裁判断が仲裁規則 53 条 1 項に違反したことを理由に同仲裁判断の承認を拒絶した」と述べ、併せて本仲裁判断書の脚注でわざわざ仲裁規則 53 条の内容と仲裁廷のコメントを載せた。この脚注で仲裁廷は「本仲裁では、中国法院がした仲裁規則 53 年 1 月の

強行規定性に関する解釈が正しいかどうかを明らかにする必要はない。記録によると、JCAA はかつて正式に書簡で中国法院にこの点を明らかにした。この書簡で JCAA は“仲裁判断が規則に定める期限を越えて出されても仲裁判断の有効性に何ら影響はない、期限の定めは訓示規定に過ぎず、法的な拘束力はない”と述べた。そこで仲裁廷としては、仲裁規則 4 条に“この規則に疑義が生じたときは、協会の解釈に従うものとする。ただし、仲裁廷が行った解釈は、その仲裁事件において、協会の解釈に優先する”と規定していることだけを指摘する」とコメントした。

仲裁判断書はさらに進んで「04-05 号仲裁判断は、中国の法院でいまだ承認を受けておらず、衡平の観点から、本件ではより一層嚴格かつ慎重に既判力の範囲を確定しなければならない」「加えるに X の Y に対する今回の仲裁請求は“Y が購入しない量の 1 グラムについて 40 円に換算した実際の損害についての賠償請求”であり、この賠償請求は“長期合意”中のどの条文によるのではなく、日本民法上の関係規定にもとづく請求であるから、前回仲裁判断の既判力の範囲外である」と結論した。

04-05 号仲裁判断が述べた「2005 年 7 月以降においては双方に信頼関係が存在しないから、X がその後も継続的に損害賠償ができるのは公平ではない」という箇所について、本仲裁判断は「この記載箇所は、日本のどの法律にも根拠がないのに賠償請求は不公平と断じたものであり、さらに何の種類かの賠償請求（約定による賠償金か、実際に生じた損害の賠償請求か）を不公正とするのかを指摘していないし、このようなあいまいな語句をもって当仲裁廷が既判力の効力を認定するのは合理的ではないばかりか、むしろ既判力を認めてはならない」とした。

本仲裁判断は結論として、実際損害の賠償を請求する本仲裁請求について管轄権があると認定した。

そして 07-11 号仲裁判断は「X と Y は長期合意を締結したが、Y

はのちにその履行を拒絶した、これは明らかに合意違反に当たる。Yは債務不履行は製品の市場における突然かつ急激な価格低落を原因というが、これら価格低下自体は何らの故意または不当な行為ではない。前仲裁の仲裁廷はその仲裁判断で長期販売購入契約による履行強制はできないとしたが、Xが受けた一定の財産損害のうち関係期間(2005年8月1日～2008年3月31日)に生じた損害をYの債務不履行によるものとしてとして賠償を求めるとは公正かつ合理的である。よってYはXに上記期間に実際に生じた損害の賠償として6.4億円とこれに対する2008年3月28日から完済まで年6%の割合による遅延損害金を支払え」とした。

⑤ 当事者の申請と抗弁

仲裁判断が出されたが、Yはこれを履行しない。日本と中国はともにニューヨーク条約に加盟しているので、Xは2008年11月6日に南通市中級人民法院に当該仲裁判断の承認・執行を申請し、Yは承認の拒絶を請求した。

Yの抗弁とXの反駁は、次のとおりである。

- 1 07-11号仲裁判断は、04-05号仲裁判断ですでに争点となった事項を再び審理し、同仲裁判断と相反した判断であるから、これは仲裁判断は拘束力を有しかつ最終であるとする仲裁合意に違反する。

Yの抗弁：

長期合意10条は「本合意から生じる紛争は、日本商事仲裁協会の規則と手続きによって東京で仲裁を行う、仲裁判断は最終であり、双方に拘束力を有する」と約定した。これは上記合意から生じる同一の紛争については再度仲裁ができないことを意味する。04-05号仲裁判断は、明確にXが当該合意において2004年1月～2008年12月31日までの期間で請求できる仲裁請求を棄却し、かつ明確に「2005年7月末以降は双方には信頼関係は失われたと見るべきであるから、Xがその後においてもXが継続して受ける損害の賠償を請求することを認めるのは公正ではない」と指摘し、その結果として2004年12月



～2005年7月の期間内の賠償請求だけを合理的な仲裁請求として認定した。

このように04-05号仲裁判断が発効した以上、XはふたたびYの債務不履行による賠償請求を仲裁請求したことおよび本仲裁判断が04-05号仲裁判断の結論に違反して再度審理を進行しXの請求を認容したことはニューヨーク条約5条dの事由に当たり、本仲裁判断は承認してはならないのである。

Xの反駁：

- (1) 本案の審査対象は07-11号仲裁判断であり、仲裁規則によると仲裁判断は拘束力を有し終局的であり、審理の対象は当該仲裁判断だけに限定しなければならない〔本案審理の対象は07-11号裁判、針対的即為該裁判〕。仲裁規則には、仲裁過程でその他の仲裁判断の効力をどのように認定するか、何らの規定はない。
- (2) 仲裁判断の既判力は、絶対的ではない。04-05号仲裁判断は、中国法院で承認が得られず中国では既判力が喪失したかから、当事者は再度仲裁請求ができる。
- (3) 04-05号仲裁判断と07-11号仲裁判断とは、訴訟物〔針対的〕が異なる〔針対的并非同一事宜〕。Xは二回仲裁を提起したが、各賠償請求を算定する期間が異なるから、根本的に既判力抵触の問題は生じない。
- (4) 既判力の問題は実体上の問題であるから、ニューヨーク条約の審査範囲には属さない。

Yの再抗弁：

- (1) 04-05号仲裁判断が中国法院で承認されなかったことは、その他の国で既判力が喪失したことにならない。
- (2) 仲裁規則と日本法は「仲裁判断の既判力の範囲」について何ら規定を定めていない。XとYの約定によれば、仲裁手続には日本法の実体法だけを適用するから、仲裁廷が日本民事訴訟法114条（仲裁判断書では、当該条文は“確定判決は、主文に包含する

ものに限り、既判力を有する”と翻訳されている)を引用するのは不当である。同条は仲裁判断の既判力を確定する根拠にはならない〔該條款不能作為確定仲裁裁決既判力的依拠〕。仲裁の終局性の原則によれば、仲裁判断は全部の紛争について終局性を有しなければならない。

(3) 07-11号仲裁判断の論述順からいうと、まず既判力の問題を解決してから実体問題に移るべきであり、かつ既判力は疑いなく手続問題であるから、司法審査の範疇に属する。

2 本仲裁判断は、当事者の明確な授権がないのに「衡平と善の原則による判断」を適用したことは、仲裁規則に違反する。

#### Yの抗弁：

仲裁規則41条3項は「仲裁廷は、当事者の明示された求めがある場合に限り、前2項の規定にかかわらず、衡平と善により判断することができる」と規定し、日本仲裁法36条は「当事者の明示の要求がない限り、仲裁廷は法律によらなければならない、衡平と善によって判断してはならない」と規定する。

本仲裁では、仲裁廷は当事者の明示の同意がないのに衡平原則を適用して仲裁判断をし、仲裁判断の87段目は「慎重にかつ厳格に既判力の範囲を確定しなければならないところ…前の仲裁判断が中国の法院で承認されなかったのであるから、衡平の観点からみて本案は一層この立場をとらなければならない」とした。

04-05号仲裁判断は、中国法院で承認を受けなかったが、なおも中国以外のニューヨーク条約加盟国で承認執行を受けることができる可能性があるのに、仲裁廷は(既判力を)喪失していないどころか(仲裁判断が承認される)実現の可能性が残されている利益に対して“衡平”を持ち出したのは根拠に欠ける。そして04-05号仲裁判断と07-11号仲裁判断とは相互に独立した事件であるから、前者が中国法院でその承認を拒絶されたからといって、後者に衡平原則をもって進行させるという権源は仲裁廷にはない。

Xの反駁：

- (1) 仲裁規則中の「衡平と善良の原則」とは、実体判断上の基準であり判断すべき対象の実体問題に向けられたものであり、仲裁手続に向けられたものではない、したがって（この原則は）実体問題であるから司法審査の対象にはならない。
  - (2) 07-11号仲裁判断書にはわずか87行目に“衡平”という2字が登場するが、その目的は仲裁廷が既判力の範囲を確定する理由を補足するのに使用しただけで、決して実体法上の核心についての判断のために使用したのではないから、仲裁規則41条と仲裁法36条は適用されない。
  - (3) 07-11号仲裁判断書に登場する“衡平”equityとは、英米法上の“衡平原則”とその司法操作の方法を意味せず、単に当該仲裁判断は“衡平の観点から考える”というに過ぎない。
- 3 仲裁廷はYに通訳を請求する権利を与えず、充分な陳述の機会を与えていない

Yの抗弁：

仲裁規則32条2項は「仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない」とし、また同8条2項は「協会の事務局は、仲裁廷または当事者の要請があるときは、審問を録音し、仲裁手続を遂行するために必要な通訳、速記、審問室等を手配する」となっている。

協会事務局は2008年3月24日に証人尋問のために英語、中国語、日本語ができる両名の通訳を準備すると双方に通知してきたので、Yは翌日に文書で事務局あて中国語で尋問をしたいので通訳をお願いするという要求をした。首席仲裁人は2008年4月4日に双方に文書で通訳問題について決定をした。その文書と4月10日の開廷日において英語を中国語に通訳することを許可しなかった。英語を通用しない国家のYにとって通訳を求める権利があり、これは基本的な権利であり、不当に制限ないし剥奪してはならない。英語から中国語の通訳

がないため、Y 側の出廷者は尋問内容を正確に理解できなかった。Y は予め明確に文書で中国語で陳述すること、時間は3時間かかり通訳を要求した。さらに首席仲裁人が2008年4月4日に発した文書で通訳に関して決定を下す前にYは開廷中においても一貫して中国語で開廷審理に臨むと表明したのに、仲裁廷はこれを英語に改めたので陳述の時間が不足したのかかわらず仲裁廷は時間の延長を許可せず、80分の陳述だけを許した。Yは時間が足らず途中で英語で陳述せざるを得なかった、このため自己の観点を十分に主張できなかった。

#### Xの反駁：

仲裁言語は英語とされており、Xは積極的に英語の中国語訳を要求しなかったため、仲裁廷も積極的に通訳人に英語から中国語への翻訳を指示しなかった。さらに通訳人は証人・木下顕のためだけであり、X側の出廷した者のために英語を日本語に通訳するサービスを提供するのではない。したがって双方当事者は通訳の待遇からは完全に平等である。

- 4 Xによる仲裁請求の変更を仲裁廷が許可したことは、手続指令とスケジュール表の配列に違反し、かつ仲裁請求の変更申請に対して仲裁規則に定める答弁期間が守られていない。

#### Yの抗弁：

仲裁廷は2008年1月28日に、第一号指令を発して進行スケジュール表を示した。

これらは双方に拘束力を有する。この手続指令とスケジュール表によると、Xが第一回開廷前に仲裁請求を変更することの時間配分はされていなかった。しかるにXは手続指令が実施された2ヶ月後に突然に仲裁請求の変更申請をした、これは手続指令とスケジュール表と衝突する（ママ）。

この変更申請は2008年3月28日になされ、かつ変更額は巨額で、原請求と比較すると17ヶ月分の賠償請求が増加され、増加額は2倍に近い、しかも変更は第一回審問期日からわずか12日しかたっていない。

ない。

仲裁規則 20 条 4 項は「…答弁書または反対請求については、協会または仲裁廷が関係する変更を他の一方に通知を発信した日から 3 週間以内に提出しなければならない」と規定する。いいかえると、Y が X の変更請求に対する答弁期間は 3 週間なければならないのに、仲裁廷は 4 月 10 日の尋問日のときにこの変更申請を許可したのであるから、X は十分な答弁ができなかったのである。

#### X の反駁：

- (1) 仲裁規則は、一旦決められた手続指令とスケジュール表に配点されていない仲裁請求の変更を許可しないとは規定していないし、さらに変更後の事実と根拠が変更前の請求とほとんど同一であれば金額だけを変更しても何ら X に負担をかけるものではない。
- (2) 仲裁規則 20 条 4 項は、Y に答弁書の提出期限を定めているが、これは開廷日または尋問日は、必ずしも変更申請があったことを双方に通知してから 3 週間後に開かなければならないと解釈すべきでない。そして実際には、双方は仲裁廷の要請により 2008 年 5 月 30 日と 6 月 13 日に尋問後の簡略書面（第三回陳述書）と反論書（第 4 回陳述書）を各提出したのであるから、Y は明らかに十分な時間をもって変更後の仲裁請求に対して答弁をした。仲裁廷は、尋問手続の過程においても十分に Y から変更後の仲裁請求に対する見方を聴取した。〔聴取了 Y 対変更后的仲裁請求的看法〕。
- (3) 仲裁規則 51 条は「当事者が仲裁手続に関する入は違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う」と定めている。Y は仲裁請求変更の申請に対して異議を述べただけで、答弁期限の無視に対しては何ら意見を述べていないのであるから、のちにこの点に対して異議を述べることはできない。

Yの再抗弁：

3週間は、答弁者に与えられた答弁の期間である。Yは2008年4月1日に書簡で、4月1日の尋問日および尋問後の陳述書において、再三にわたり明確に仲裁廷が仲裁請求変更を許可することに反対し、かつ理由を明らかにした。第一回開廷後の陳述を例にとると、そのなかで答弁期間が短すぎる問題点を言及した。YがXの仲裁請求変更の申請に対して答弁する準備時間がなかったことは、とりもなおさず変更に関して開廷審理を経ていない事を意味する。

- 5 仲裁判断は、我が国の公共利益に違反し、中国の司法主権に損害を与える

Yの抗弁：

本案の背景には、ダンピングが存在する。我が国商務部の調査によると、アメリカ、日本、韓国は中国に向けて光ファイバー完成品をダンピングしたことは自明であり、これは中国内の関係産業に実質的な損害を与えた。本件「長期合意」の目的物は光ファイバーの重要素材であるプリフォームであり、もし07-11号仲裁判断が承認され執行されると、これは国家産業政策と公共利益に明らかに対立する。

07-11号仲裁判断は、次のように中国法院の効力ある決定を遠慮会釈なく批判した。

- (1) 原中国法院は04-05号仲裁判断に対して、仲裁規則53条1項と12条2項を引用した、しかるに本仲裁判断は、53条1項だけしか指摘していない。
- (2) 本仲裁判断は脚注で「仲裁廷は、中国法院が仲裁規則53条1項の拘束力に関して下した理解が正しいかどうか意見を述べる必要はない。ただし記録から明らかなように、JCAAはかつて書簡で中国法院に上記条項に関して自らの見解を明らかにした。これによると仲裁判断は期限後になされたものであるが、仲裁判断の有効性に何ら影響を及ぼさない、なぜなら期限の制限は“訓示”に過ぎず、法律上の拘束力はないものであるからという見解

である。よって仲裁廷としては、特に仲裁規則4条に“この規則の解釈につき疑義が生じたときは、協会の解釈に従うものとする。ただし、仲裁裁判所が行った解釈は、爾後その仲裁事件において、協会の解釈に優先する”と規定していることを指摘するにとどめる（ただし、これは仲裁廷の“決定”ではない）」と述べた。

しかし07-11号仲裁判断は、中国法院の仲裁規則53条1項の拘束力に関する解釈を誤っているとはっきり認定しており、かつこの意見表明は仲裁の規範基礎である双方による仲裁合意が定める範囲を明らかに超える。

- (3) 07-11号仲裁判断は、04-05号仲裁判断が中国法院において承認執行されなかったことを理由に、衡平原則にもとづき、本仲裁においては04-05号仲裁判断の既判力の範囲を“厳格に狭く”解して、南通中院の（2006年）通中民三仲字第0002号民事決定の効果を減殺した。このような仲裁判断は、実質的には我が国法院が作出した効力ある民事決定を公然と否定するものであり、もし本仲裁判断を承認執行することは、とりもなおさず我が国法院の効力ある決定を否定することになり、我が国の司法主権に著しい損害を与える。

#### Xの反駁：

いわゆる「公共秩序」とは、ある一企業、業界またはある地域の経済利益を指すのではなく、国家の基本的経済利益と基本的法律観念とその制度を指す。07-11号仲裁判断は、中国法院の下した決定の否定は何の関係もなく、司法主権の範囲内でなされたものである。

#### ⑥ 南通中院の処理意見

本件は、外国仲裁判断の承認に関する事件であるので、南通中院は最高法院「ニューヨーク条約の実施に関する通知」にもとづき、次のとおり審査研究をし、事実の認定をした。

- (一) 本仲裁判断はニューヨーク条約5条1項dの事由に該当する  
1 仲裁廷の審理進行は、仲裁規則に定める終局性の原則に違反する

まず、04-05号仲裁判断が先に存在するがために、仲裁廷は本案が仲裁をすることができるかどうかの手續上の問題があり、これを審理しなければならなかった。

07-11号仲裁判断中で、仲裁廷は本案が管轄権を有するかどうかについて「審理すべき事項のうち第一番目」とした（仲裁判断書56頁）。これをまとめて「前に仲裁判断が出たのに、本仲裁廷が現今の紛争に対して仲裁する管轄権があるかどうか」と述べ、さらに明確に「右事項について肯定する結論を得てからのみ、その他の事項について審理をする」「関係する既判力原則とは、法律手続きにおいてすでに判決を得た場合は、その後の法律手続きにおいて重複した訴えをしてはならないことをいう。もし重複した訴えを請求したときは、法廷は必ずこの請求を却下しなければならず、実体問題について審査してはならない」と述べる。この言及からすると、仲裁廷は、管轄権の問題および既判力の問題について、先決手続き問題としてこれを判断をしなければならず、法院はこの点を審査する権限を有する。

次に、「長期合意」10条は「本合意に関して紛争が発生したときは、日本商事仲裁協会規則と手続きにもとづいて東京で仲裁を行う。仲裁判断は最終的であり、双方を拘束する」と約定する。

Xはすでに2004年4月12日に「長期合意」により発生した紛争についてJCAAに対して仲裁を申し立て、この紛争に対して仲裁廷は04-05号仲裁判断として判断を下した。

04-05号事件の仲裁判断書Ⅱ「事実の認定と推定」では、四部分に分かれ、「長期合意」の拘束力、長期合意書4条の適用範囲、受けた損害に関してそれぞれ論述を進め、「2005年7月末以降は双方には信頼関係は失われたと見るべきであるから、Xがその後においてもXが継続して受けたる損害の賠償を請求することを認めるのは公正ではない」と認定し、この認定を前提にして「Xが2004年1月から2005年7月までの損害を請求するのを認めるのは、合理的である」「Xが請求するその他の賠償請求は根拠がないのでこれを棄却する」とした。



してみると 04-05 号仲裁判断は、双方の争いである契約の解除と賠償請求ができる合理的な期間範囲についてすべて明確な結論的な判断をしたことになる。

本案 07-11 号事件の仲裁廷も「X が請求するその他の賠償請求は根拠がないのでこれを棄却する」という項目が既判力を有することを認めているのであるから、その既判力は X が当該合意にもとづいて 2004 年 1 月から 2008 年 12 月 31 日まで履行請求できる仲裁権利も含む。そして「2005 年 7 月末以降は双方には信頼関係は失われたと見るべきであるから、X がその後においても X が継続して受けたる損害の賠償を請求することを認めるのは公正ではない」とした項目も同様に前回の仲裁で論証を経た結論的な判断である。

すなわち、04-05 号仲裁判断は、2007 年 7 月以降の賠償請求について X に権利があるかどうかの判断をすでにしたのであるから、仲裁終局性の原則により、X は上記の請求を再び仲裁廷に持ち出してはならないのである。しかるに 07-11 号仲裁判断は、この事項について再度審理をしたのであるから、双方が「長期合意」中で約した仲裁終局性と当事者への拘束性の各条項に違反するのである。

## 2 仲裁廷は、仲裁手続に適用する法律の約定に違反し、日本民事訴訟法 114 条を誤って適用した。

「長期合意」は「本合意には日本法を準拠法とする」と約定された。南通中院の審理の過程で、X と Y はいずれも本仲裁手続は日本法の実体法だけが適用されると考えていた。

南通中院は、双方は仲裁合意では実体法だけの準拠法を選択したが、仲裁手続についてはその準拠法を選択していないので、仲裁手続に適用される仲裁地法主義の原則により、仲裁地の手続き法が適用されることは疑いの余地がないと考えた。そして仲裁法は広い概念というべく、通常見られる単行法による単一的集中的な仲裁関係の規範ばかりでなく、一国の法律体系のその他の部門における仲裁に関係する法律規範をも含む（楊弘磊《中国内地司法実践視角下的紐約公約問題研

究》法律出版社 2006 年 303 頁)。したがって、ある国の民事訴訟法中に仲裁に関する規定があるときは、必ずそれも適用される。このルールによれば、本案は日本仲裁法だけでなく、日本民事訴訟法中で明確に仲裁に適用すべきと言及している関係条項も適用される。

本仲裁判断で管轄権の争いを判断するとき、日本民事訴訟法 114 条の規定を仲裁判断の既判力の問題を解決するために適用したことは、双方が仲裁に適用する法律の約定に違反する。

まず、双方が約定した仲裁規則 54 条 6 項は明確に「仲裁判断は、終局的であり当事者を拘束する」と規定する。つぎに日本民事訴訟法 114 条は仲裁には何ら言及していない。しかるに仲裁廷が日本仲裁法 45 条 1 項に「仲裁判断は終局判決と同一の効力を有する」と「裁判所の終局判決の効力を規定するのは日本民事訴訟法である」を理由に、114 条を間接的に適用したのは根拠がない。

なぜならば、日本仲裁法 45 条 1 項は、仲裁の終局性原則を示したものに過ぎず、決して仲裁判断の既判力を判決と比較してその適用関係を指令した規範〔指示性規範〕ではないからである。また、双方は適用条文の選択はしていない。仲裁廷は、仲裁規則 41 条 1 項にもとづいて、仲裁判断に適用すべき法律を当事者の合意にもとづいて決定しなければならない。

よって、仲裁廷が日本民事訴訟法 114 条を適用したのは、仲裁規則の上記規定に違反する。

### 3 仲裁廷が「衡平原則」を適用したのは不当である

衡平原則 equity は、イギリス法のひとつで、その原則は公平合理 fair である。19 世紀の 70 年代イギリスの司法改革以降、「衡平法」は独立した法律原則ではないが、公平合理の原則はイギリスと英米法系の国家と地区の法律にかなりの影響を与えた（タニソン《法律の正当な手続》李克強（訳）法律出版社 1999 年 130 頁注解）。いいかえると、公平原則は英米法系の法律原則であり、その特定の内容は、裁判官は公平の角度から判決を考慮することなく衡平原則を適用する〔其

特定の内涵決定了并非法官从公平角度考虑判决即为适用衡平原则、如果在大陆法系国家则更非如此]。しかし大陸法系ではそうではない。

仲裁廷が双方に交付した仲裁規則は英文版で、その中で衡平原則はラテン語“ex aequo et bono”と記されているので、これは明らかに英米法の衡平原則 equity に相当する。

仲裁規則 41 条 3 項は「仲裁廷は、当事者の明示された求めがある場合に限り、前 2 項の規定にかかわらず、衡平と善により判断することができる」と規定するから、この原則は当事者の明確な選択がない場合は、仲裁廷はこの原則を適用してはならないのである。

仲裁廷は「前の仲裁判断が中国法院で承認執行が得られなかったため、衡平の観点から考慮しても本案は一層この立場（すなわち既判力の範囲は狭く厳格に確定しなければならない）を採らねばならない」として、衡平原則を本案が管轄権を有する重要な根拠として適用した、これは上記の仲裁規則に違反する。

#### 4 仲裁廷は当事者に事案説明のための十分な機会を与えていない

日本仲裁法 25 条は「仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない」、同法 30 条は「① 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意して定めるところによる。② 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続を定める。③ 第 1 項の合意または前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続きについての定めがないときは、その言語を使用して行うべき手続き、次に掲げるものとする。1. 口頭による手続き 2. 当事者が行う書面による陳述または通知 3. 仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む）または通知 ④ 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第 1 項の同意または第 2 項の決定により定められた言語（翻訳文について使用するべき言語の定めがある場合にあつては、当該言語）による翻訳文を添付す

ることを命ずることができる」、仲裁規則 32 条 2 項は「仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うにつき十分な機会を与えなければならない」、同規則 8 条 2 項は「協会の事務局は、仲裁廷または当事者の要請があるときは、審問を録音し、仲裁手続を遂行するために必要な通訳、速記、審問室等を手配する」とそれぞれ規定する。

これらの規定からすると、当事者が仲裁手続に使用する言語を合意できない場合は、仲裁廷は仲裁手続に使用する言語とその言語を使用する手続は何かを決めなければならない。そして使用する手続を決めるには当事者に陳述、証明、答弁の機会を充分に与え、当事者に状況を説明するのに十分な機会を与えなければならない。

仲裁で使用する言語を決めたあとにおいても、当事者は仲裁手続でその言語しか使用できない事を意味しない、もしその言語が当事者の母国語ではない場合は、翻訳（通訳を含む）の援助を要求できる。この要求は仲裁規則が当事者に与えた基本的な権利の一つである。

本案では、JCAA 事務局は 2008 年 3 月 24 日に当事者双方に尋問手続には英語、中国語、日本語の通訳を二人用意すると通知した、この通知の意味することは、通訳者が尋問に参加する者に対して英語、中国、日本語による通訳サービスを提供することである。

Y は通知を受けた次の日に事務局に対して、中国語を使用して尋問に参加すると回答し、併せて通訳を要求した。

仲裁規則によると、事務局は中国語を英語に、および英語を中国語に各通訳するサービスを提供“しなければならない〔应当〕”となっている。

その後首席仲裁人は 2008 年 4 月 2 日に Y に文書で「仲裁言語は英語となっていますから、時間を節約するために、仲裁廷は双方の代表者と弁護士が可能な限り英語を使用して尋問を行うことを提案します」という連絡があった。

この提案〔建議〕は、Y のために仲裁法廷のすべての過程で中国

語から英語および英語から中国語への各通訳サービスが提供されることを特に排除していない。

しかし、その後、当事者の意見を何ら聴くことなく、かつ開廷まであと5日しかない状況で、首席仲裁人は4月4日に再度文書で「80分の時間内で、双方の代表者は各自の選んだ言語で口頭陳述ができるが、口頭陳述が非英語で行われたときは英語のみに通訳する。双方の代表は英語で証人に尋問しなければならない、争点〔問題〕は日本語に通訳される。証人の日本語による証言は英語だけに通訳される。証人尋問に関するその他の手続きでは、仲裁人と双方代表者は英語を使用しなければならない。したがってYが通訳を使用する権利は制限する」と通知した。

開廷日において首席仲裁人はまたも意見を変え、今度はYに英語だけを使用して陳述せよと要求した。ところがこの問題を三人の仲裁人で合議した後はまた文書中の意見に戻り、「Yは中国語で陳述してもよいが、証人およびXの陳述は中国語に通訳しない」となった。

そして、Yは自分たちの代理人が英語を完全に理解できないので英語を中国語に通訳してほしいと希望したところ、首席仲裁人は今度は威嚇的な態度で英語だけを許すというものの提案に戻り、Yがこの問題に対してこれ以上異議を述べるのを阻止した。

南通中院は次のように認定する。

仲裁規則32条2項、8条2項によると、仲裁廷は当事者に十分な陳述、証明、答弁の機会を与えねばならず、事務局は仲裁廷または当事者の要求に応じて通訳を配置しなければならない。本件でYは規則に従って中国語で開廷に参加すると表明し、かつ通訳を要求した、この通訳は当然に中国語から英語と英語から中国語が含まれなければならない。しかし仲裁廷は初めの書簡(4月2日)の中で、提案ではYは英語を使用するとされているだけだったが、4月4日の通知では通訳の範囲はさらに制限された内容になった。この通知は当事者の意見を聴いていないばかりか、Yに十分な準備時間を与えないもので、

Y が十分に陳述できる権利に直接影響した。

なぜなら 4 月 4,5,6 日の三日間は中国では法定の休日であり、Y が通知を受領したのは 4 月 7 日で、仲裁の尋問日は 4 月 10 日である。交通時間を除いても、Y は事案を適切に理解しかつ英語が流暢にできる専門家を探しあててすでに決めていた代理人と交代させる十分な時間的余裕がないことは明らかである。しかるに仲裁廷は、もし代理人が英語を理解できなければ別の代理人を探して助けを求めることもできるといいながら、そのようにしたなら当事者の陳述時間に影響を及ぼすこと必至であるので、結局仲裁廷は陳述時間の延長を許さなかった。

このようにして仲裁廷は Y に英語を中国語に通訳するサービスを拒絶したのであるから、仲裁規則 32 条 2 項、8 条 2 項の規定に違反する。

5 仲裁廷は、X の仲裁請求の変更に対して Y に十分な答弁期間を与えていない

仲裁規則 32 条 5 項によると、仲裁廷は結成後速やかに当事者と協議して審理手続の日程を配点しなければならない。仲裁規則は、手続指令とスケジュール表には強制力を付与していないが、手続の工程表と見なさなければならず、変更してはならない。

仲裁規則 20 条によると、仲裁申立人は仲裁請求を変更する権利があるが、この変更申請は「同一の仲裁合意の対象に含まれる限り」と限定されており、かつ仲裁廷に変更申請をしてその許可を得るが、当該条文は変更申請の提出時期については制限を設けていない。このため Y は X は仲裁請求を変更することは許されないとの主張をしたが採用されなかった。

しかし、仲裁廷は X が仲裁請求変更の申請をしたことを Y に通知した後わずか 12 日のちに尋問期日を開くというやり方をとった。南通中院はこれは仲裁規則 20 条 4 項の規定に違反すると考える。

Y は仲裁規則により、仲裁廷が Y に通知をしてから 3 週間の日ま

で変更に対する答弁または反仲裁請求ができるのである。いいかえると、Yには3週間の答弁期間があり、この権利は奪ってはならない。

南通中院は、三週間は義務ではあるが権利ではないとするXの主張に対して、当該条文の解釈問題については、仲裁規則のその他の条文と結合して解釈しなければならないと考える。

仲裁規則24条1項は、基準日から起算して3週間以内に当事者が仲裁人の人数を合意して事務局に通知しなければ、仲裁人は一人が行うと規定する。この条文の“3週間以内”は、20条4項と同様の趣旨で、明らかに当事者に3週間の時間を与えたもので、3週間は強行規定であって任意に短縮できない。したがって3週間の答弁期間はYに与えた義務でもあり権利でもある。

仲裁廷は、2008年3月28日にXの仲裁請求変更の申請書をYに送達したが、Yがその変更不同意下で〔在Y反対同意変更請求的情况下〕、仲裁廷は明確な許否をしないまま同年4月10日になって行われた唯一の尋問手続のなかで初めて仲裁変更に関して許否を決定した〔聴証中才決定接受変更請求〕。

これらは、仲裁規則に定める変更に対する答弁期間の強行規定性に違反する。

## (二) 本仲裁判断を承認することは、我が国の公共利益に違反する

- 1 ニューヨーク条約5条2項bは「判断の承認および執行が、その国の公の秩序に反すると認める場合は、承認を拒否することができる」と規定する。国際法協会が制定した「公共政策を理由として国際仲裁判断の承認執行を拒絶することへの建議」の中で、“国家の基本的政治、社会、経済利益の規律”は公共政策の範囲に含まれ、そこには反カルテル原則も入るとされる（脚注：前掲・楊弘磊《紐約公約問題研究》354頁から引用）。

本件の合意が締結された翌年2002年から日本、アメリカ、韓国の各企業はわが国に対して光ファイバー完成品でダンピングをかけてきた。商務部は調査の結果、2005年1月1日から三カ国に対して光

ファイバー完成品にダンピング課税をし、うち日本から輸入したすべてに 46% の反ダンピング課税をし、もって我が国の製造業者が受ける損害を防止せんとした。本件の「長期合意」の目的物は上記の輸入製品の原材料であり、かつ中国にとって X は全世界唯一の原材料輸出企業である。しかるに X はその国際上の光ファイバーの寡占的な製造と販売上の地位を利用し、寡占価格で我が国の光ファイバーメーカーである Y に原材料を販売し、もって完成品コストを巨額に増加させ、市場競争を著しく低下させた。Y のほか光ファイバーメーカーである「天津鑫茂公司」と「江苏法尔勝公司」もまた X の寡占価格による被害企業である。

さらに上記のダンピングによって中国市場の完成品および原材料が大幅に値下がりした状況下で、X は国際的に認められた信義誠実の原則に違背して価格調整の要求を拒絶した。このため X は、国際上の光ファイバーの製造販売における独占的地位を利用して寡占価格で本件原材料を Y に売りつけて完成品ダンピングと同じ効果を生みだしたため、我が国の光ファイバーメーカーの存亡に極めて危険をもたらした。

我が国政府がすでに日本から輸入した光ファイバー完成品に反ダンピング課税をした以上、本仲裁判断の承認執行を許可することは反ダンピング課税の効果を減殺することはもちろん、日本企業が我が国の光ファイバーメーカーの利益に継続して損害を与えることを助長するから、本仲裁判断を承認することはわが国の公共利益に違反することになる。

- 2 本仲裁判断は、中国法院の裁判に対する不当な評価と不順守があり、これを承認することは中国の司法主権を損なうものである。

本仲裁判断書は、中国法院の発効した裁判が前回の仲裁判断について承認請求を棄却した根拠になる仲裁規則の全文を引用していない。

南通中院は、日本商事仲裁協会東京 04-05 号仲裁判断が仲裁規則 53 条 1 項の仲裁判断の言い渡し期限に関する規定および同規則 12 条



2 項の通知義務にそれぞれ違反したから X の承認請求を拒絶したのである。しかるに本仲裁判断は（仲裁判断の承認拒絶の理由とされた）仲裁規則 12 条 2 項を引用していない。

次に、上記のような根拠について不完全な引用に加えて、仲裁判断書は「脚注」の方法で JCAA が（前回の仲裁判断に関して）中国法院に宛てた書簡の内容を不適切に引用し、かつ仲裁規則中の解釈に関する規定をコメントし、ここで仲裁廷は中国の法院が仲裁規則を正確に理解しているかどうかを表明する必要はないが記録上で JCAA が条文の理解について中国の法院に書簡を出したことを明らかにしており、さらに注で仲裁規則の解釈・効力に関する条文が付せられている。

このようにして、はっきりと中国法院の司法審査を批判するだけでなく、関係読者を誤解に導き、かつ仲裁廷が本件について管轄権を有するかどうかを判断するとき、中国法院が 04-05 号仲裁判断を承認しなかったことを理由として、衡平原則を用いて考慮したことは、その実際の効果は前の仲裁判断が承認拒絶された効果を減殺するものである。

このため、本仲裁判断は明らかに中国法院の効力ある決定書に対し極めて不当な評価をしてこれを順守しないのであるから、中国の司法主権を侵害したことになる。

以上のとおり、仲裁廷が本案を受理したことは、仲裁の終局性の約定に違反し、さらに双方が法律の適用を約定した仲裁規則 54 条 6 項にも違反する：仲裁手続で日本民事訴訟法を適用することは双方の約定に符合しない、双方が合意していないのに衡平原則を適用した、Y に仲裁請求変更に対する答弁期間を与えなかった、これらは仲裁規則と日本仲裁法の規定に違反し、嚴重な結果招来した。さらに、仲裁判断を承認することはわが国の公共利益を棄損する。

つまるところ、ニューヨーク条約 5 条 1 項 d および 2 項 b に該当し、承認執行は拒絶しなければならないと思料する。

⑦ 高級法院の審査意見

本件は、外国仲裁判断の承認にかかる事件であり、本仲裁判断は日本領土内の日本商事仲裁協会でなされ、中国と日本はともにニューヨーク条約の加盟国であるから中国民事訴訟法 267 条および《通知》の各規定により、本仲裁判断を承認するかどうかはニューヨーク条約の関係規定により審査しなければならない。

当院は、以下のような理由で、本仲裁判断はニューヨーク条約 5 条 1 項 d ならびに同条 2 項 b の各事由に該当すると認められ、本仲裁判断は承認すべきではないと思料する。

(一) 本仲裁判断には、ニューヨーク条約 5 条 1 項 d に該当する事由がある

1 仲裁廷は、日本商事仲裁規則が規定する仲裁終局性の原則に違反した

第一に、07-11 号仲裁判断で仲裁廷は、本案紛争が管轄権を有するかどうかの判断の順序を「審理すべき事項」のトップに配置すると明確に指摘し、この事項を簡約して「前に仲裁判断が出たのに、本仲裁廷が現今の紛争に対して仲裁する管轄権があるかどうか」と述べ、ついで明確に「この管轄が肯定されたのち、始めて本仲裁廷は他の事項について審理することになる」と指摘した。このため、仲裁廷は本案が管轄権を有するかどうかを先決問題として審査しなければならず、法院は仲裁判断中の管轄の問題について、すなわち仲裁判断の終局性に違反しないかどうかの問題について審査する権限がある。

第二に、本仲裁判断は、仲裁判断の終局性原則に違反する。

仲裁規則 54 条 6 項は「仲裁判断は、終局的であり当事者を拘束する」と規定する。「長期合意」から生じる紛争からいうと、X はすでに 2004 年 4 月 12 日に日本商事仲裁協会に仲裁を申し立て、04-05 号仲裁判断が下された。ここでは「2005 年 7 月末以降は双方には信頼関係は失われたと見るべきであるから、X がその後においても X が継続して受けたる損害の賠償を請求することを認めるのは公正ではな

い」と指摘し、さらに進んで「Xのその他の請求は根拠を欠き、請求を棄却する」と認定した。

すなわち04-05号仲裁判断は、すでにXが「長期合意」によって2004年4月1日から2008年12月31日までの期間中に合意した条文にもとづいてYに履行すべき請求ができる権利〔依其条款可執行的請求〕を棄却したのである。

当院は、「長期合意」により上記期間中に履行すべき請求ができる権利とは、一面で当該合意は合法有効で当事者は合意を履行する義務を指し、他方では当該合意に違反した当事者が約定した違約賠償を負う義務を指すと認める。そして、04-05号仲裁判断はすでに「長期合意」中の2004年1月～2008年12月31日までに履行請求できる権利を棄却したのであるから、07-11仲裁で再び2005年8月～2008年3月までのYの債務不履行によるXの得べかりし利益〔因違約所導の利潤損失〕を損害としてこれを審理し判断したのは仲裁の終局性に違反する。

2 仲裁廷は、仲裁請求の変更においてYに十分な答弁期間をあたえなかったから、これは仲裁規則に違反する。

仲裁規則20条4項は「変更された申立に対する答弁または反対請求については、第19条の規定を準用する。ただし、期間については、協会または仲裁廷が相手方当事者に申立の変更の通知を発信した日から3週間を経過する日までとする」と規定する。しかるに仲裁廷は、YにXによる仲裁請求変更の申請があったことを通知してからYには規則により3週間の答弁期間がある。この権利は奪われてはならない。Xは仲裁廷に2008年3月28日に仲裁請求変更の申請をし、仲裁廷は翌日に変更申請があったことYに通知した。しかし仲裁廷は4年10月の開廷尋問の期日にXの仲裁請求変更を許可すると決定し、Yに3週間の答弁期間を与えなかった、これは仲裁規則の規定に違反する。

XとYは「長期合意」で紛争解決について「本合意に関して紛争

が発生したときは、日本商事仲裁協会規則と手続きにもとづいて東京で仲裁を行う。仲裁判断は最終的であり、双方を拘束する」と約定した。すなわち当該仲裁規則を仲裁合意の一部とした。よって仲裁廷の仲裁規則違反は、ニューヨーク条約5条1項dの事由である「仲裁機関の構成または仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、またはそのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったこと」に該当するのである。

(二) 本仲裁判断は、我国法院の発効した裁判を不当に批判した、これはニューヨーク条約5条2項bの事由に該当する。

本項の規定により、もし承認執行を主管する機関が当該仲裁判断が“公共政策に違反する”と認めるときは、主管機関はその仲裁判断の承認執行を拒絶することができる。

本仲裁判断は、04-05号仲裁判断に対する我が国の司法裁判を取り上げていわく「注意すべきは2008年3月24日に中国南通市中級人民法院がYに不利な前仲裁判断の承認を拒絶し、同時に同仲裁判断が仲裁規則53条1項に違反したと認定したことである」といい、併せて「本仲裁廷は、中国法院がした仲裁規則53条1項の拘束力に関する解釈が妥当かどうかを表明する必要はない、ただし記録によるとJCAAは中国法院に正式に表明した書簡で、仲裁廷の仲裁判断が規則所定の期限後に出されても仲裁判断の有効性には何ら影響はない、この期限は“訓示”にすぎず法律的な拘束力はないとしている」と述べた。

このような観点を前提にして本仲裁判断は「04-05号仲裁判断は、中国法院で承認を受けられなかったので、衡平の角度から既判力の範囲を慎重かつ厳格に確定しなければならない」とした。

当院は次のとおり思料する。

07-11号仲裁判断は、わが国法院の司法審査を明白に批判した〔基礎地表達了其对我國法院司法審査的指責〕ばかりか、仲裁廷は本案に適法な管轄権があるかどうかに関して、我が国法院が04-05号仲裁判

断の承認を拒絶したことを理由に衡平の観点という考えを用いて、実際には仲裁判断が承認拒絶されたことの効果を帳消しにした。このため 07-11 号仲裁判断は、我が国法院がした効力ある決定を実質的に不当な評価を加え、我が国の司法主権に損害を与え、これはわが国の公共利益に違反するものである。

以上は、本仲裁判断が仲裁規則の関連規定に違反し、我が国法院の効力ある裁判を不当に評価した状況が存在するから、我が国公共利益を害する事由というべく、ニューヨーク条約 5 条 1 項 b に該当し、本仲裁判断は承認を拒絶すべきである。

よって、最高法院「人民法院が涉外・外国仲裁判断を処理することに関する問題についての通知」第 2 条の規定にもとづいて、最高法院に報告し、指令を仰ぐ次第である。